

## 第五号

企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について

企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

### 提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、同意集積区域内における不動産取得税の課税免除の要件について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。